

自治会・町内会館整備のための補助制度等の御案内

自治会町内会活動や共助による減災に向けた取組の拠点となる、自治会・町内会館の整備に対する補助制度や融資制度及び法人化などの概要について、御案内します。

◆ 補助制度について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

1 補助対象

自治会・町内会館の整備に対する補助は、次の全ての項目に該当するときに受けられます。

- (1) 自治会町内会が所有、整備、運営及び利用する施設であること
- (2) 地域住民の福祉向上、連帯の増進に寄与する施設であること
- (3) 補助を受けた会館が他にないこと
- (4) 会議及び集会に必要な施設を備えていること
- (5) 建築基準法その他の法令に適合していること
- (6) 会館の整備に対して、総会の議決等による自治会・町内会の意思決定があること
- (7) 会館の利用規約等が整備されていること
- (8) 要綱に定める業者数以上の**市内事業者**(※1)による入札又は見積合わせにより業者選定を行っていること (**工事請負業者は建設業の許可を受けた業者**(※2)であること)
- (9) 補助対象経費が 100 万円以上の整備であること

※1 市内事業者とは、次のいずれかに該当する事業者です。原則、市内に本社がある事業者であり、市内に店舗や事務所等があっても該当しない場合（支店など）がありますので、御注意ください。

- ◎ 横浜市一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市内である者
- ◎ 登記簿の本店（又は主たる事務所）の所在地が市内で登記している者
- ◎ 主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記していない団体

※2 補助決定後に、建設業の許可通知書の写しの提出が必要です。

2 補助内容

整備の種類	補助率	補助限度額	内 容
新築・購入	2分の1	1㎡当たり 97,200円 かつ 1,200万円	新たに建物を建設し、又は現在の建物の全部を撤去して新たに建物を建築すること
特殊基礎工事費	2分の1	300万円	地盤・敷地条件により施工する特殊な基礎工事
エレベーター設置工事費	2分の1	300万円	エレベーター設置に伴う工事費
増築	2分の1	500万円	既にある建物の床面積を増加させる工事
改修	2分の1	500万円	建物の主要構造部の改修を含む工事 耐震補強工事を含む
修繕	2分の1	200万円	建物の維持を目的とした、改修の程度に至らない修繕

- ※ 改修における主要構造部とは、建築基準法における主要構造部をさします。
- ※ 外構工事は、整備の種類ごとの補助限度額内で、100万円を限度に外構工事に要する経費の2分の1を補助します。（新築・購入の場合、1㎡当たりの補助限度額とは別に補助します。）
- ※ 補助予定額が200万円を超える工事に対しては、審査委員会による整備費用の内容審査を行います。
- ※ 特殊基礎工事については地質データなどによる審査を行います。
- ※ 自治会町内会が整備する公園集会所について補助を受けるには、別途要件があります。詳細は各区役所地域振興課にお問合せください。

3 申請手続

会館整備の計画については、お早めに御相談ください。

会館整備に関する相談先及び申請書の提出先は、各区役所地域振興課です。

- (1) 整備予定時期の前年度7月頃までに、事前の申出が必要です。
横浜市の予算確定後、整備年度になりましたら補助申請を行い、その年度内に工事完了検査を受けていただきます。
- (2) 補助申請は、会の総意を証する総会の議事録・工事設計書等の必要書類を添付し、工事請負契約前又は売買契約締結前に、自治会町内会の代表者の方が手続きを行ってください。
- (3) 申請された内容について審査し、補助決定を行います。
なお、補助申請時に申請された内容に含まれていない費用については、原則として補助の対象となりません。補助申請後に工事内容に変更が生じた場合は、必ずその着工前に御相談いただくよう、お願いします。

4 補助金の支払い

工事完了後、現地にて立会い検査（完了検査）を行います。その完了検査結果に基づき、所定の手続きを行った後、補助金の支払いを行います。

5 その他

- (1) 区分所有者が管理する集会施設の整備
自治会町内会と区分所有者の団体の構成員がほぼ同じであり、かつ、自治会町内会が使用する施設で、自治会町内会が整備費を負担する場合に限り補助対象とします。
- (2) 他の自治会町内会と合同で整備する場合は、新築・購入の場合に限り、それぞれの団体に補助限度額を適用します。
- (3) 土地付き建物の購入は、建物部分の費用のみが補助対象となります。
- (4) 風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合は、各区役所地域振興課へ御相談ください。

6 補助金の返還

次のようなときは、補助金を返還していただきます。

- (1) 詐欺その他不正な手続きにより補助金を受けたとき
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき
- (3) 補助金を受け、整備した建物を第三者に貸与、譲渡、交換または担保にしたとき
- (4) 補助金を受け、整備した建物を要綱で定める「財産の処分制限期間（※注）」内に処分（解体等）したとき
- (5) その他補助要綱に違反したとき

※注 要綱で定める財産の処分制限期間は次のとおりです。

- ◎ 整備内容が新築、購入、増築及び改修のもの
 - ア 鉄筋コンクリート造の場合・・・50年
 - イ 鉄骨造の場合・・・・・・・・・・30年
 - ウ 木造の場合・・・・・・・・・・24年
- ◎ 整備内容が修繕のもの・・・・・・・・建物の構造に関係なく10年

◆ 融資制度について

＜お問い合わせ先：お近くの取扱金融機関＞

横浜市との協定に基づき民間金融機関が融資を実施します。なお、申込にあたっては総会の議決が必要な書類もありますので、融資の利用を計画される場合は、融資内容・申込手続等の詳細について、お早めにこの融資を取り扱っている金融機関に御相談ください。

1 融資を実施する金融機関（取扱金融機関）

株式会社 横浜銀行、横浜信用金庫、株式会社 神奈川銀行

※公園集会所の整備に係る融資を実施するのは、横浜信用金庫と株式会社 神奈川銀行です。

2 融資の内容

種 類	融資利率	融資限度額
新築・購入・増築・改修	各金融機関が定める 所定の金利	1,200 万円
修繕		500 万円

※融資額の単位は、10 万円です。

※公園集会所の場合、購入は除きます。

3 申込資格

融資を受けようとする自治会町内会は、次のすべての要件を満たすことが必要です。

- (1) 法人格を有する自治会町内会であること（次ページ「自治会町内会の法人化」参照）
- (2) 自治会町内会が償還金及び利子の支払い能力があること

4 融資対象となる会館

横浜市の補助要綱に基づく補助の決定を受ける会館であること

5 融資対象の除外

次に該当するときは、融資が受けられません。

- (1) 他の金融機関からの借換えを目的とするもの
- (2) 横浜市自治会・町内会館整備融資要綱に定めるところによる融資を受けた自治会町内会で、返済残金のある団体

6 返済期間・返済方法

返済期間は、10 年以内（6 か月の据置期間を含む。）の期間 とします。

- (1) 返済は、元利均等の月割賦償還を原則とします。
- (2) 償還は、借受後 6 か月間据え置き、7 か月目から行います。
- (3) 償還期間の満了前に未償還金の一部または全部を繰り上げて償還することもできます。その場合は金融機関が定める所定の手数料を支払うこととなります。

7 申込人

法人化した自治会町内会の代表者が、取扱金融機関に対して行います。

なお、融資の申込は、自治会町内会が会館に対する市の補助決定を受けた後に行います。

8 連帯保証人・担保

- (1) 融資を受けようとする自治会町内会の代表者 1 人を連帯保証人とします。ただし、代表者以外の役員等の自発的な意思に基づく申し出がある場合はこの限りではありません。
- (2) 物件等の担保は不要です。

◆ 自治会町内会の法人化

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

自治会町内会の会館などの不動産は、団体名義での登記ができないため、役員個人名などで登記することになりますが、相続問題など財産上のトラブルになる恐れがあります。

こうした問題を解消し、団体名義での不動産登記が可能となる自治会町内会の法人化（法人格の取得）制度があります。

法人化については、会の規約や構成員名簿の作成など地方自治法に基づく手続が必要になります。

なお、横浜市との協定に基づく民間金融機関の融資を受ける場合は、法人化が必要です。

◆ 会館用地について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

横浜市では、利用計画がないなどの一定の要件に該当する市有地を、会館を所有していない自治会町内会に有償で貸付を行っています。

貸付を希望される場合は、総会の議決等による自治会町内会の意志決定の書類・建設計画・資金計画の概要などを提出していただき、貸付の適否を判断します。

民有地・市有地にも適地がない場合、公園面積が5,000㎡以上であることなど、一定の条件のもとで公園内に「公園集会所」として設置が認められることがあります。

◆ 区役所地域振興課 連絡先一覧

区役所	電話番号	区役所	電話番号
鶴見区地域振興課	510-1687	金沢区地域振興課	788-7801
神奈川区地域振興課	411-7086	港北区地域振興課	540-2234
西区地域振興課	320-8386	緑区地域振興課	930-2232
中区地域振興課	224-8131	青葉区地域振興課	978-2291
南区地域振興課	341-1235	都筑区地域振興課	948-2231
港南区地域振興課	847-8391	戸塚区地域振興課	866-8413
保土ヶ谷区地域振興課	334-6302	栄区地域振興課	894-8391
旭区地域振興課	954-6091	泉区地域振興課	800-2391
磯子区地域振興課	750-2391	瀬谷区地域振興課	367-5691